

# 第6章 計画の実現に向けて

- 1 区民・事業者・NPO等と千代田区の連携
- 2 区民・事業者等への情報提供
- 3 庁内推進体制の確立
- 4 関係機関との連携





「千代田区住宅基本条例」前文では、「都市は、人々が住み活動する地域社会が存在してこそ、その本来の姿であり、住宅は、人々の生活の基盤であるとともに、都市の基礎的要素として社会的、公共的な財としての性格を有し、地域社会のありようとも密接にかかわるものである」とされています。

したがって、住宅施策の推進にあたっては、地域を構成するあらゆる人々が連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

## 1 区民・事業者・NPO 等と千代田区の連携

住宅は区民の生活の基盤であり、都市の主要な構成要素のひとつです。このため、区民・事業者・NPO 等は、自らの住まいや事業活動について、主体的に住宅・住環境づくりに取り組んでいく必要があります。

千代田区はこの計画を実現するため、昼間区民や企業・NPO も含め、区民の参画を推進し、区民とともに計画の実現をめざします。こうした区民参画の一つのあり方としての、区民によるまちづくりの協議・研究会や NPO 等の自主的活動を積極的に誘導・支援していきます。

また、千代田区において事業活動を営む事業者は、魅力ある都心空間の形成に一定の役割と責任があり、住宅をはじめ、まちづくりに積極的に貢献していくことが求められています。

さらに、民間市場の活用により住宅施策を進めるため、計画の推進にあたっては建設、不動産、リフォーム業など、多様な分野の企業・業界との連携をより一層強化し、良好な住宅・住環境づくりに、それら企業等に積極的な参加と協力を求めていきます。

## 2 区民・事業者等への情報提供

これまで以上に効果的な住宅施策を展開していくため、現在活用している住宅・土地統計調査、国勢調査、住宅着工統計等のデータはもとより、各種実態調査や民間の住宅情報を継続的に収集・把握し、施策を決定する際に反映させるとともに、区民に対して積極的に情報提供を行っていきます。

また、社会・経済情勢は目まぐるしく変化し、住宅に関しても新たな法制度が相次いで創設されるなど、区民や事業者等に正確で迅速な情報提供をすることが不可欠になっています。

これらの情報提供にあたっては、ホームページ等、IT を積極的に活用し、住宅に関連する幅広い情報をわかりやすく提供していきます。

### 3 庁内推進体制の確立

住宅施策の推進にあたっては、福祉・保健・防災・商工・まちづくりなど庁内の関連部門との連携を一層強化していきます。また、施策の重点化、各種連絡調整会議・プロジェクトチームなどの活用や組織の見直しを図り、限られた人的・財政的資源の中で弾力的かつ効率的な組織運営を行っていきます。

### 4 関連機関との連携

民間住宅の供給誘導、住まいの情報提供や居住安定の仕組みづくりなど、住宅施策の全般にわたって国や東京都との連携を図っていきます。また、多岐にわたる住宅施策を円滑に進めていくため、千代田区の実情や区民ニーズを反映した提言や要望を国や東京都に対して行っていきます。

さらに、住宅施策やまちづくりの推進にあたっては、東京都住宅供給公社及び住宅金融公庫の動向を見据えながら、独立行政法人都市再生機構等を含めた関連機関との連携を図っていきます。